

生駒市規則第 27 号

生駒市中小企業特別小口融資規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 12 月 25 日

生駒市長 山下 真

生駒市中小企業特別小口融資規則の一部を改正する規則

生駒市中小企業特別小口融資規則（平成 12 年 3 月生駒市規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

生駒市中小企業融資規則

第 2 条第 4 号を次のように改める。

- (4) 本市の市税（法人にあっては、その代表者に係る市税を含む。以下同じ。）を滞納していないこと。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

第 2 条に次の 1 号を加える。

- (12) 企業の立地を促進するための本市の事業（以下「企業立地促進事業」という。）として融資を受ける場合にあつては、企業立地促進事業として別に定めるところにより行う補助金の交付に関し生駒市補助金等交付規則（平成 20 年 10 月生駒市規則第 19 号）第 13 条に規定する額の確定を受けた日から市長が定める期間を経過していないこと。

第 4 条第 1 号を次のように改める。

- (1) 融資の限度額は、次のとおりとする。

ア イ以外の場合 1,000 万円

イ 企業立地促進事業として融資を受ける場合 3,000 万円

第 4 条第 5 号中「分割償還」を「毎月元金均等分割償還」に改める。

第5条中「生駒市中小企業特別小口融資制度利用申請書」を「生駒市中小企業融資制度利用申請書」に改め、同条第2号アを次のように改める。

ア 本市の市税の滞納がないことを証する書類（第2条第4号ただし書の規定による場合にあっては、市長が必要と認める書類）

第5条第2号中エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 企業立地促進事業として融資を受ける場合にあっては、生駒市補助金等交付規則第13条に規定する額の確定を証する書類の写し

第8条第1項中「当初の徴収分に限り、本市が」を「本市がその2分の1に相当する額を」に改める。

別記様式中「生駒市中小企業特別小口融資制度利用申請書」を「生駒市中小企業融資制度利用申請書」に、「生駒市中小企業特別小口融資を」を「生駒市中小企業融資を」に、「生駒市中小企業特別小口融資規則」を「生駒市中小企業融資規則」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の生駒市中小企業融資規則の規定は、平成22年4月1日以後に申請される融資について適用し、同日前に申請された融資については、なお従前の例による。